改善報告書①

令和元年7月24日

- 1. 大学名:大阪芸術大学
- 2. 認証評価実施年度:平成28(2016)年度
- 3.「改善を要する点」の内容

基準項目:1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

○大学の教育目的、学科ごとの教育目標については、学則第1条に「別に定める」と規 定されているが、別の定めがないので改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 1-2 について

大学の教育目的、学科ごとの教育目標として学則第1条に規定する「別に定める」事項について、「大阪芸術大学の教育目的、教育目標及び3つのポリシーに関する規程」を平成31(2019)年3月15日に開催した教授会において審議・決裁し、同年3月26日に開催した理事会においてこれを承認・制定した。

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

基準項目 1-2 の資料

- 1-2-1 教授会議事録 (平成 31 (2019) 年 3 月 15 日開催)
- 1-2-2 理事会決議録 (平成 31 (2019) 年 3 月 26 日開催)
- 1-2-3 「大阪芸術大学の教育目的、教育目標及び3つのポリシーに関する規程」

以上

改善報告書②

令和元年7月24日

1. 大学名:大阪芸術大学

2. 認証評価実施年度: 平成28(2016)年度

3.「改善を要する点」の内容

基準項目:2-1 学生の受入れ

○芸術学部芸術計画学科及び通信教育部の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が 必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 2-1 について

芸術学部芸術計画学科については、学科イメージ(教育目標や学修内容等)の理解と浸透が不十分であることが志願者数の伸び悩みの要因と分析されることから、これらの理解と浸透を図るため教育課程について、学科設置時の「設置の趣旨」に立ち戻り、"「総合ディレクター」の養成、芸術・文化領域における「プロデューサー」の養成"を学科の目的として再提起し、これを具現化するべくカリキュラム内容の改新を行った。また、学科イメージの周知・浸透を図るため、学科単独パンフレットの発行や専任教員全員体制による高校訪問などの対策に取り組んだ。これらの取組の結果、平成30 (2018) 年度、平成31 (2019) 年度ともに入学志願者数、入学者数とも大幅に改善している。

通信教育部芸術学部についても、社会人の学び直しや資格取得といった学修ニーズへの対応として、平成30(2018)年度より初等芸術教育学科に新たに保育士養成課程を設けるなど、入学者獲得・定員充足率の改善に向けた取り組みを行っている。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目 2-1 の資料

- 2-1-1 芸術計画学科カリキュラム改新に関する伺い(稟議)
- 2-1-2 平成 29 (2017) 年度芸術計画学科高等学校訪問等資料
- 2-1-3 教授会議事録(平成30(2018)年3月16日開催)
- 2-1-4 理事会決議録 (平成 30 (2018) 年 3 月 26 日開催)
- 2-1-5 芸術計画学科入学志願者等推移表 (平成28 (2016) 年度~平成31 (2019) 年度)
- 2-1-6 教授会議事録 (平成 29 (2017) 年 3 月 16 日開催)
- 2-1-7 理事会決議録(平成29(2017)年3月24日開催)
- 2-1-8 保育士養成課程指定承認書

改善報告書③

令和元年7月24日

1. 大学名:大阪芸術大学

2. 認証評価実施年度:平成28(2016)年度

3.「改善を要する点」の内容

基準項目:3-1 経営の規律と誠実性

○大学の教育情報の公開について、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている 項目のうち各教員が有する学位等、一部が公表されていないので改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3-1 について

学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報の公開について、平成30(2018)年度より国立研究開発法人科学技術振興機構の「research map(リサーチマップ)」の利用による大学ホームページ(学科案内「教員紹介」)での各教員が有する学位及び業績に関する情報の公表を開始した。

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

基準項目 3-1 の資料

- 3-1-1 教授会議事録(平成30(2018)年9月21日開催)
- 3-1-2 大学ホームページ情報公表 (教員が有する学位及び業績) 該当ページ (抜粋) research map (リサーチマップ) 該当ページ (抜粋)

以上

改善報告書④

令和元年7月24日

- 1. 大学名:大阪芸術大学
- 2. 認証評価実施年度:平成28(2016)年度
- 3.「改善を要する点」の内容

基準項目:3-1 使命・目的及び教育目的の適切性

○大学の教職課程の情報の公開について、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定されている項目のうち各教員が有する学位等、一部が公表さていないので改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 3-1 について

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教職課程の情報の公開について、平成 30 (2018) 年度より大学ホームページの教職相談室の紹介ページに情報公開の項目を 設けて、教員の養成に係る教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目についての情報を公開した。

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

基準項目 3-1 の資料

- 3-1-3 稟議書(教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報公開)
- 3-1-4 大学ホームページ情報公表(教員の養成に係る教員が有する学位及び業績並び に各教員が担当する授業科目) 該当ページ

以上